

1 ②

刑罰を軽くする法律を遡及して適用すること（刑法6条）は、被告人にとって不利益をもたらすものではないことから許される。

2 ④

権限の代理に当たっては、本来権限を行使すべき行政機関（被代理機関）に代わって、他の行政機関（代理機関）が権限を行使する旨を明示して行わなければならない。

3 ③

証拠隠滅罪における「隠滅」には、証拠を物理的に滅失させる行為のほか、証拠を隠す行為や証人となるべき者を逃避させる行為も含まれる。

4 ⑤

捜査機関に対する申告は、犯人自身が直接行う必要はなく、他人を介して捜査機関に申告しても、有効な自首と認められる（最判昭23.2.18）。

5 ①

相談者の服装、身分、地位等により、対応に差異が出ることをないようにしなければならない。また、相談者の立場に立って、公平、親切かつ迅速に対応することが大切である。さらに、相談者の落ち度に起因する相談案件であっても、その落ち度を殊更に指摘して終わらせず、最後まで話をよく聞き、たらい回しと受け止められるような取扱いをしないよう注意する。

6 ③

例えば、金銭に困っている者が「誰でも簡単に融資が受けられる。」などとダイレクトメールを使用した甘い宣伝文句で勧誘され、仲介料・手数料といった名目で利息を天引きされる等して法外な高金利契約の締結を余儀なくされた上で、返済が滞れば執拗な取立ての電話をかけられたり、様々な嫌がらせを受けたりするケースが発生している。

7 ⑤

犯人と被害者又は犯行地（被害地）との関係が密接な場合を「鑑が濃い」といい、一方で、その関係があまり密接でない場合を「鑑が薄い」という。

8 ④

自動車等の改造状況を自慢し合うために、公園、空き地等にい集する「VIP族」については、通常は、道路における運転行為が、著しく交通の危険を生じさせるおそれや著しく他人に迷惑を及ぼすおそれのあるものではないことから、一般的には違法競走型暴走族には含まれない。したがって、「VIP族」を違法競争型暴走族の典型例として挙げることは妥当でない。

9 ②

危険な事態に臨む場合は、慎重を期して、最も安全かつ確実な方法で救出救助しなければならない。また、単独での救出救助が困難と認められる場合は、速やかに応援要請を行う必要がある。救出救助に向かった者が被災した事例も数多くあることを踏まえ、常に安全を期さなければならない。

10 ①

国民の祝日は、国民の祝日に関する法律によって定められている。時の記念日（6月10日）は、大正9年に、時間の大切さを尊重する意識を広めるために記念日として制定されたが、法定された国民の祝日ではない。